

複数年にわたる業務委託へのスライド条項 (賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)の適用について

これまで、複数年にわたる業務委託では、契約期間中の人件費の変動について、あらかじめ変動を想定して入札を行っているものとして、契約金額の変更は行っていませんでした。

しかし、近年、愛知県の最低賃金は、毎年3%程度上昇しており変動が大きく、事業者の健全経営や業務の適正な履行確保の観点等から、既に工事契約で採用されている制度を参考に「スライド制度」を適用し、最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入します。

1 制度概要

複数年にわたる業務委託において、最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入します。

2 対象契約

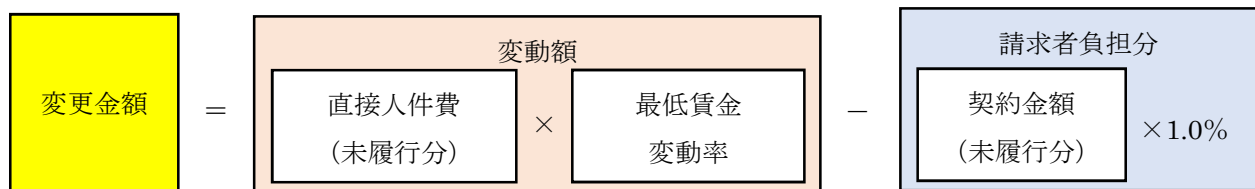
履行期間が1年を超える委託契約のうち、直接人件費の割合が高く、人件費単価が低い契約で、次の5業種を対象とします。(対象契約数は200件程度)

建築物清掃、建築物警備(機械警備を除く)、事務関連、給食、施設の運営・管理

※対象となる契約は、公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書を添付し、当該特記仕様書において、連動する賃金水準及び変更金額算出方法を明示しています。

3 契約金額の変更の考え方

履行開始日から12か月経過後に、未履行分の金額のうち「直接人件費」に相当する額に「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額を変更金額とします。



※契約変更にあたっては、スライド協議の請求が必要です。請求書は、履行開始日から12か月経過後(2回目以降は前回スライドから12か月経過後)以降に提出してください。

4 導入時期

令和2年1月以降に入札公告等を行い、令和2年度から履行期間が始まる案件から導入します。

契約の変更は1年経過後からのため、実際に金額を変更するのは令和3年度からです。

※すでに公告済み、又は契約済みの案件は、本制度の対象となりません。

5 その他

変更契約の手続きの詳細については、別添の「複数年にわたる業務委託へのスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）の適用の手引き」をご確認ください。

【お問い合わせ先】

<個別の案件に関する事>

入札公告等に記載のある入札・契約担当課

<制度一般に関する事>

財政局契約部契約監理課

TEL：052-972-2326

複数年にわたる委託契約へのスライド条項 (賃金水準の変動を反映した契約金額の変更) の適用の手引き

本手引きは、複数年にわたる委託契約へのスライド条項(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)の適用について、賃金水準の変動による契約金額の変更額(以下「スライド額」という。)の算定方法や名古屋市及び受託者間における協議の進め方等について、受託者の方向けに整理したものです。

1 適用対象契約等

適用対象契約	<p>複数年にわたる委託契約で、直接人件費の割合が高く、人件費単価が低い、次の5業種に該当する契約(入札・随意契約どちらも対象とする。)</p> <p>ただし、基準日以降、残りの履行期間が2か月以上ある契約に限る(基準日及び残りの履行期間の定義は下記4で定めるとおり)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物清掃 ・建築物警備(機械警備を除く。) ・事務関連 ・給食 ・施設の運営・管理 				
契約金額の変更方法	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">対象</td> <td style="width: 80%;">履行開始日から12か月経過した基準日以降の残委託業務量に対する直接人件費</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">請求者の負担</td> <td style="width: 80%;">残契約金額の100分の1(1.0%)</td> </tr> </table>	対象	履行開始日から12か月経過した基準日以降の残委託業務量に対する直接人件費	請求者の負担	残契約金額の100分の1(1.0%)
対象	履行開始日から12か月経過した基準日以降の残委託業務量に対する直接人件費				
請求者の負担	残契約金額の100分の1(1.0%)				

※対象となる契約は、入札公告等に対象契約であることを明記します(下記2参照)。

2 入札公告等における明示方法

制度の対象となる契約は、入札公告・指名通知・企画競争実施公告・見積依頼等(以下「入札公告等」という。)の際に、次の①～④の方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算出方法等を明示します。

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

- ①入札公告等に「本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)を適用する契約である。」といった文言を記載
- ②入札公告等に「入札にあたっての注意事項」(別紙1)を添付
- ③仕様書に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」(別紙2。以下「スライド特記仕様書」という。)を添付

※このスライド特記仕様書により、スライド額の算出方法、どのような基準(連動する賃金指標等)で契約変更を行うかを入札(見積)条件として明示します(下記4参照)。

- ④契約書案に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」(別紙3。以下「スライド条項」という。)を添付

3 契約締結時の注意点

契約締結の際には、契約書に「スライド条項」を添付します。

4 スライド額の算出方法

算出方法は下表（１）～（３）のうち、スライド特記仕様書において市が指定する方法です。

履行開始日から 12 か月経過後に、未履行分の契約金額のうち「直接人件費」に相当する額に、履行開始日時点と基準日時点の最低賃金を比較した「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額をスライド額とします（算出方法（１）、（２）の場合のみ。算出方法（３）の場合は P.3 のとおり。）。

※適用する算出方法は、案件ごとにスライド特記仕様書において下表のとおり明示し（別添「スライド特記仕様書記載例」参照）、入札公告後に変更することはできません。

算出方法	スライド特記仕様書	
	賃金水準	変更金額算出方法
（１）本市設計書による算出	愛知県最低賃金	本市設計書による算出
（２）受託者から提出される「設計図書に基づく内訳書」による算出	愛知県最低賃金	受託者から提出された内訳書による算出（ただし、受託者の内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とする。）
（３）本市設計書かつ最低賃金以外の単価（労務単価等）による算出	労務単価 （該当労務単価：○○）	本市設計書による算出

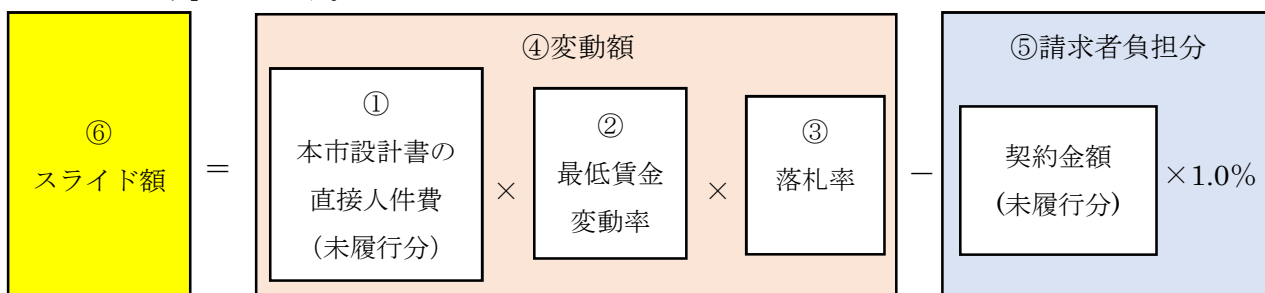
なお、請求日及び基準日等の定義は以下のとおりとします。

- ・請求日…スライド変更の可能性があるため、市又は受託者が契約金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日。
- ・基準日…最低賃金の変動率等を算出する基準となる日。請求日とすることを基本とする。
- ・残りの履行期間…基準日以降の履行期間とする。

（１）本市設計書による算出

市は、「①本市設計書の直接人件費（残委託業務量相当額）」に「②最低賃金変動率」を乗じた額に「③落札率（随意契約の場合は契約率）」を乗じて「④変動額」を算出します。

「④変動額」から「⑤請求者負担分（＝残契約金額に 1.0% を乗じた額）」を控除した金額を「⑥スライド額」とします。

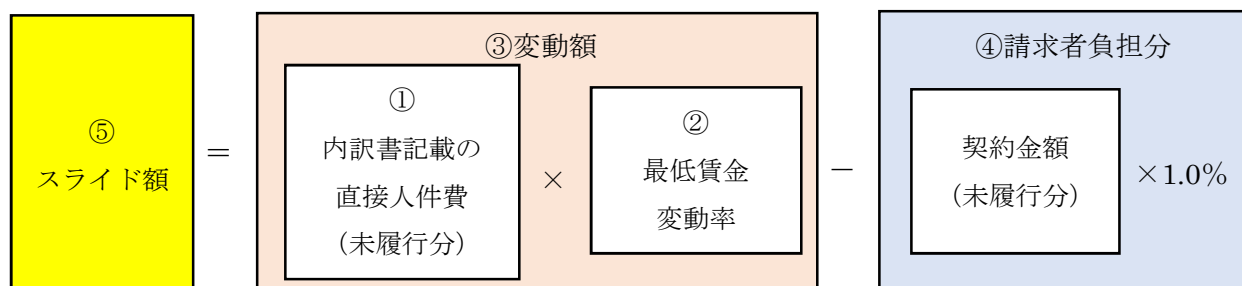


(2) 受託者から提出される「設計図書に基づく内訳書」による算出

契約締結時に受託者から内訳書を提出いただき、当該内訳書を基に変動額を算出します。

市は、「①契約締結時に提出された内訳書記載の直接人件費（残委託業務量相当額）」に「②最低賃金変動率」を乗じた額の範囲内で「③本市承認額＝変動額」を決定します。

「③変動額」から「④請求者負担分」を控除した金額を「⑤スライド額」とします。

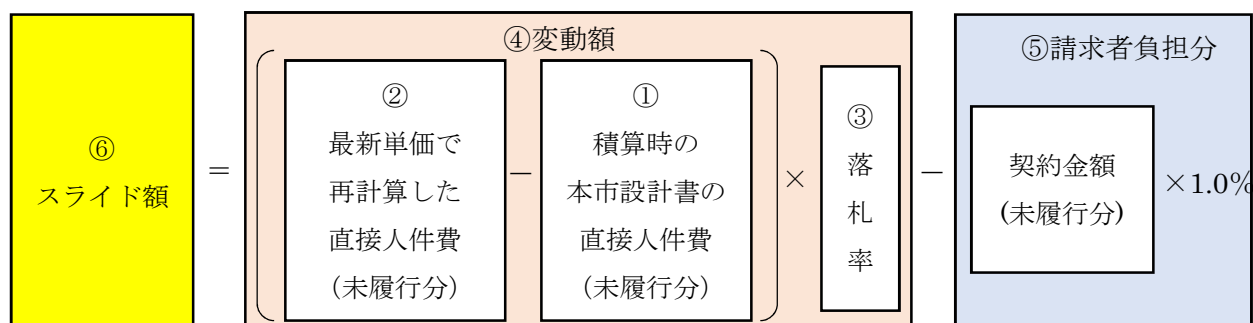


(3) 本市設計書かつ最低賃金以外の単価（労務単価等）による算出

最低賃金変動率ではなく、積算時の労務単価等を基準日時点の最新単価に置き換える方法により、変動額を算出します。

市は、「①本市設計書の直接人件費（残委託業務量相当額）」と「②本市設計書において、変動後（＝基準日）の人件費単価に置き換えて再計算した直接人件費（残委託業務量相当額）」との差額に、「③落札率」を乗じて「④変動額」を算出します。

「④変動額」から「⑤請求者負担分」を控除した金額を「⑥スライド額」とします。



(4) スライド額算出にあたっての留意事項

- ・スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記と同様に行い、その場合、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。
- ・基準日は、請求日とすることを基本とします。また、請求日から起算して14日以内（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に定める休日（以下「休日」という。）を含む。）で、市と受託者が協議して定める日とすることも可能とします。
- ・消費税及び地方消費税の相当額の計算時に生じた1円未満の端数については切り捨て処理を行い、落札率及び最低賃金変動率の計算時には小数点以下第8位を四捨五入し、それ以外（変動額、請求者負担分等）の計算時に生じた1円未満の端数については四捨五入処理をします。

【例】落札率：0.90123456… ⇒ 0.9012346（※小数点以下第8位を四捨五入）

最低賃金変動率：0.02987654… ⇒ 0.0298765（※小数点以下第8位を四捨五入）

変動額：123,000.4…円 ⇒ 123,000円（※1円未満を四捨五入）

5 スライド額の協議（別添「スライド協議フロー図」参照）

（1）事前打合せ【市及び受託者】

対象契約について、スライド協議の請求可能日の1か月前（履行開始日から11か月経過後）を目途に、市と受託者で事前打ち合わせを行い、事前に試算したスライド額や今後の手続きの進め方をご確認いただき、（2）以降の手続きに係る準備を進めていただくようお願いします。

（2）スライド協議の請求【受託者】

スライド協議の請求は、履行開始日から12か月（2回目以降は前回スライド基準日から12か月、以下同じ。）経過後から可能です。請求可能日になりましたら、できるだけ早くスライド協議の請求書（様式1）をご提出ください。また、契約金額の変更を希望しない場合も、様式1にその旨を記載して、提出をお願いします。

なお、請求に際しては、残りの履行期間が基準日から2か月以上あることが必要です（下記【例】参照）。

【再掲】請求日及び基準日等の定義

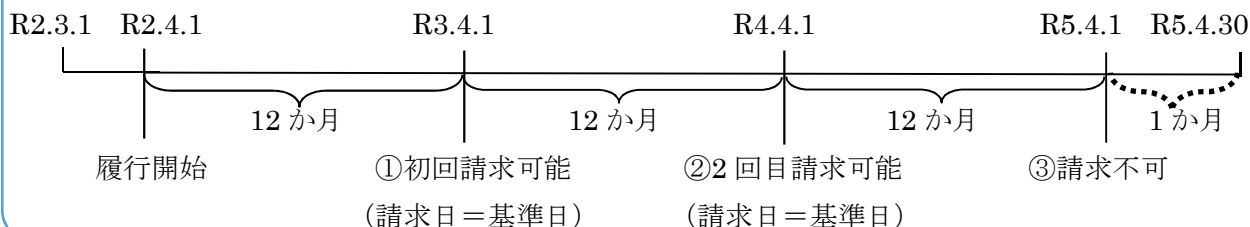
- ・請求日…スライド変更の可能性があるため、市又は受託者がスライド協議を請求した日。
- ・基準日…最低賃金の変動率等を算出する基準となる日。請求日とすることを基本とする。
- ・残りの履行期間…基準日以降の履行期間とする。

【例】契約締結日：令和2年3月1日

履行期間：令和2年4月1日から令和5年4月30日まで（37か月）の場合



- ①初回スライド協議は令和3年4月1日から請求可能で、令和3年4月1日が請求日の場合、原則として令和3年4月1日が基準日となる。
- ②2回目のスライド協議は令和4年4月1日から請求可能で、令和4年4月1日が請求日の場合、原則として令和4年4月1日が基準日となる。
- ③3回目のスライド協議は、令和5年4月1日以降の残りの履行期間が2か月未満であるため、請求することはできない。



（3）スライド額の基準日及び協議開始日の設定【市】

市から受託者に対し、スライド額の基準日及びスライド協議開始日について、書面（様式2）により通知します。

(4) スライド額の算出【市】

市は、スライド特記仕様書で明示した算出方法にて、スライド額を算出します。

(5) スライド額の協議【市及び受託者】

算出したスライド額について、市と受託者で書面（様式3※）により協議を行います。

内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議開始日から14日後（休日を含む。）の日）までに承諾書（様式4）を提出してください。回答期日までに承諾をいただけない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、市から受託者に対し、書面（様式5）によりスライド額を通知します。

※スライド額を算出した結果、スライド額が請求者負担分を超えない場合は、「スライド額=0円」として、様式6により協議を行います。この場合、変更契約は行いません。

3年目以降の再スライドについても、上記と同様に取り扱うものとします。

6 契約変更

市と受託者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

契約変更の際、「労働者への適切な賃金水準の確保について」（別紙4）をお渡ししますので、本制度の趣旨をご理解いただき、労働者への賃金水準の引上げ等について適切に対応していただきますようお願いいたします。

7 契約保証金、延滞金及び違約金

契約保証金、延滞金及び違約金を算定する場合の基準額は、年額相当の金額とし、本制度の適用により契約金額を変更した場合は、次のとおり取り扱うものとします。

- ・契約保証金については、本制度の適用により契約金額を変更した場合であっても、増加額分を増徴しないものとします。
- ・延滞金及び違約金については、契約金額を基に算出するため、本制度の適用により契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額を基に算出します。

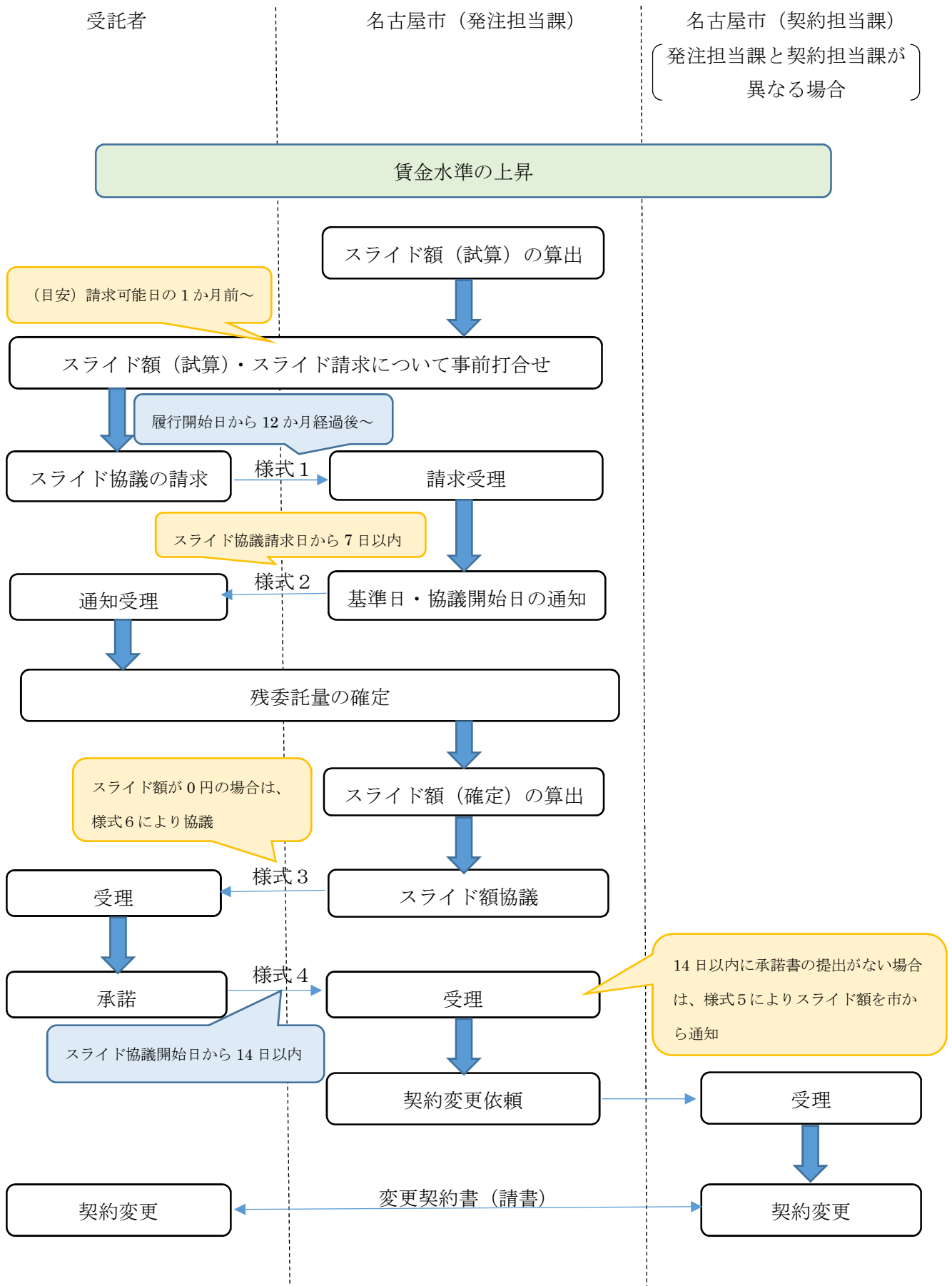
8 実施時期

令和2年1月以降に入札公告等を行い、令和2年度から履行期間が始まる契約から適用します。

なお、対象契約に係る契約変更は、履行開始日から12か月経過後からのため、実際に契約金額が変動するのは令和3年度以降です。

※すでに公告済み、又は契約済みの案件は、本制度の対象とはならず、最低賃金等に変動がみられた場合でも契約変更は行いません。

【参考】スライド協議フロー図



入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項 第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

※本制度の詳細については、本市HP () をご覧ください。

契約変更にあたっては、委託者と受託者で変更金額等について協議を行います。

協議の請求書は、履行開始日から12か月経過後（2回目以降は前回スライドから12か月経過後）以降に提出してください。

(別紙2)

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項 第1条第1項に係る特記仕様書

本委託業務は賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、残委託業務量に対応する直接人件費に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、(例：業務管理費)として計上し、変動の対象とはならない。

- 2 本委託業務における賃金水準は、次のものをいう。
 - 愛知県最低賃金（以下「最低賃金」という。）
 - 労務単価（該当労務単価：_____）

- 3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

- 本市設計書による算出
- 受託者から提出された内訳書による算出

（ただし、受託者の内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とする。）

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第 1 条 委託者 又は 受託者 は、履行期間内で履行期間開始の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者 又は 受託者 は、前項の規定による請求があったときは、変動前残 委託代金額 (契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する 委託代金額 を控除した額をいう。以下この条において同じ。) と変動後残 委託代金額 (直接人件費に相当する額を変動後の賃金を基礎として算出した当該額に置き換えた変動前残 委託代金額 に相応する額をいう。以下この条において同じ。) との差額のうち変動前残 委託代金額 の 100 分の 1 を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残 委託代金額 及び変動後残 委託代金額 は、請求のあった日を基準とし、賃金水準の変動率等に基づき 委託者 と 受託者 とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者 が定め、受託者 に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行期間開始の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 第 3 項の協議開始の日については、委託者 が 受託者 の意見を聴いて定め、受託者 に通知しなければならない。ただし、委託者 が第 1 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者 は、協議開始の日を定め、委託者 に通知することができる。

受託者各位

名古屋市

労働者への適切な賃金水準の確保について

名古屋市においては、複数年にわたる業務委託の一部について、最低賃金等に一定以上の上昇がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入しました。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、下記について適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1. 労働者への賃金水準の引き上げ
2. 委託者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託した場合は、再委託先の事業者において「1」を行うために必要な額による再委託に関する契約の締結並びに労働者への適切な水準の賃金の支払を再委託先の事業者に対し要請する等の特段の配慮

(様式1)

年 月 日

名古屋市長

受託者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について

標記の件について、次のとおり申し出ます。

委託名	
契約金額 (年額)	円
契約日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
履行場所	

契約金額の変更	希望する / 希望しない
希望基準日	年 月 日
変更請求概算額 (年額)	円

- ・希望基準日は、原則この請求を提出する日とする。
- ・変更請求概算額については、精査の結果によっては変更となることがある。
- ・契約金額の変更を希望しない場合は、希望基準日及び変更請求概算額の記載は不要。

※月額契約の場合でも、年額を基準とする。ただし、総額契約の場合は、総額で記載する(様式中の「年額」は削除する)。

(様式2)

年 月 日

(受託者) 様

名古屋市長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項に規定する
基準日及び協議開始の日（通知）

年 月 日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1
条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の
変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、次のとおり基準日を定めるとともにスライ
ド額の協議を開始します。

委託名	
基準日	年 月 日
協議開始日	年 月 日

(様式3)

年 月 日

(受託者) 様

名古屋市長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

年 月 日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定による変動前残委託代金額、変動後残委託代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので協議します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託名	
変動前残委託代金額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託代金額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	協議が整い次第、速やかに行う。
回答期日	年 月 日

※月額契約の場合でも、年額を基準とする。ただし、総額契約の場合は、総額で記載する（様式中の「年額」は削除する）。

(様式4)

年 月 日

名古屋市長

受託者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

承 諾 書

年 月 日付文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）」により協議があったスライド額については、次のとおり承諾します。

委託名	
変動前残委託代金額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託第金額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

※月額契約の場合でも、年額を基準とする。ただし、総額契約の場合は、総額で記載する（様式中の「年額」は削除する）。

(様式5)

年 月 日

(受託者) 様

名古屋市長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額 (通知)

年 月 日付文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について(協議)」によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、スライド賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

委託名	
スライド額 (年額)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	速やかに行う。

※月額契約の場合でも、年額を基準とする。ただし、総額契約の場合は、総額で記載する(様式中の「年額」は削除する)。

(様式6)

年 月 日

(受託者) 様

名古屋市長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

年 月 日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定により、次のとおり協議します。

委託名	
スライド額	0円
理由	スライド額が対象契約金額の100分の1を超えないため。

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項 第1条第1項に係る特記仕様書

本委託業務は賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、残委託業務量に対応する直接人件費に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、**業務管理費**として計上し、変動の対象とはならない。

社会保険等の事業者負担額等の法定福利費の計上費目を記載します。
※法定福利費は、直接人件費に該当しませんので、スライド対象経費には含まれません。

- 2 本委託業務における賃金水準は、次のものをいう。

- 愛知県最低賃金（以下「最低賃金」という。）
 労務単価（該当労務単価：_____）

- 3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

- 本市設計書による算出
 受託者から提出された内訳書による算出
（ただし、受託者の内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とする。）

2及び3は、算出方法（1）～（3）に応じて、それぞれ該当する項目に☑が入ります（又は該当しない項目を削除しています）。

- （1）本市設計書による算出

⇒2 愛知県最低賃金 かつ、 3 本市設計書による算出

- （2）受託者から提出される「設計図書に基づく内訳書」による算出

⇒2 愛知県最低賃金 かつ、 3 受託者から提出された内訳書による算出

- （3）本市設計書かつ最低賃金以外の単価（労務単価等）による算出

⇒2 労務単価（該当単価も記載） かつ、 3 本市設計書による算出

履行開始日から12か月経過後に提出してください。

【記載例】(様式1)
令和〇年〇月〇日

名古屋市長

受託者
所在地
商号又は名称
代表者氏名

記名・押印してください。
(契約書と同一のもの)

印

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について

標記の件について、次のとおり申し出ます。

委託名	〇〇〇〇業務委託
契約金額 (年額)	〇〇〇〇〇〇円
契約日	令和〇年〇月〇日
履行期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
履行場所	名古屋市〇区〇〇〇

契約書の記載内容を
記入してください。

契約金額が月額表記
の場合は、「月額×
12か月分」の金額で
記入してください。

契約金額の変更	<input checked="" type="radio"/> 希望する / <input type="radio"/> 希望しない
希望基準日	令和〇年〇月〇日
変更請求概算額 (年額)	〇〇〇〇円

該当する方を○で囲んで
ください。

原則、提出日と同日と
してください。

事前打合せ時に市から提示さ
れた額を記入してください。

- ・ 希望基準日は、原則この請求を提出する日とする。
- ・ 変更請求概算額については、精査の結果によっては変更となることがある。
- ・ 契約金額の変更を希望しない場合は、希望基準日及び変更請求概算額の記載は不要。

※月額契約の場合でも、年額を基準とする。ただし、総額契約の場合は、総額で記載する(様式中の「年額」は削除する)。

【記載例】（様式2）

市側で作成し、受託者の方へお渡しします。

令和〇年〇月〇日

（受託者） ○○○○ 様

名古屋市長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項に規定する
基準日及び協議開始の日（通知）

令和〇年〇月〇日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項
第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金
額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、次のとおり基準日を定めるとともにス
ライド額の協議を開始します。

委託名	○○○○業務委託
基準日	令和〇年〇月〇日
協議開始日	令和〇年〇月〇日

市側で作成し、受託者の方へお渡しします。

【記載例】（様式3）

令和〇年〇月〇日

（受託者） ○○○○ 様

名古屋市長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

令和〇年〇月〇日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定による変動前残委託代金額、変動後残委託代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので協議します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託名	○○○○業務委託
変動前残委託代金額 （年額）	○○○○○○円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ○〇円）
変動後残委託代金額 （年額）	○○○○○○円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ○〇円）
スライド額 （年額）	○○○○○○円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ○〇円）
契約変更予定時期	協議が整い次第、速やかに行う。
回答期日	令和〇年〇月〇日

この部分の内容を、様式4に記入してください。

協議開始日から14日後（休日含む。）の日とします。

※月額契約の場合でも、年額を基準とする。ただし、総額契約の場合は、総額で記載する（様式中の「年額」は削除する）。

様式3記載の回答期日（協議開始日から14日後）
までに承諾書の提出をお願いします。

【記載例】（様式4）
令和〇年〇月〇日

名古屋市長

受託者
所在地
商号又は名称
代表者氏名

記名・押印してください。
(契約書と同一のもの)

印

承諾書

令和〇年〇月〇日付文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）」により協議があったスライド額については、次のとおり承諾します。

委託名	〇〇〇〇業務委託
変動前残委託代金額 (年額)	〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇〇円)
変動後残委託第金額 (年額)	〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇〇円)
スライド額 (年額)	〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇〇円)

様式3の記載内容を記入してください。

※月額契約の場合でも、年額を基準とする。ただし、総額契約の場合は、総額で記載する（様式中の「年額」は削除する）。

(回答期日までに承諾書の提出がなかった場合)
市側で作成し、受託者の方へお渡しします。

【記載例】(様式5)
令和〇年〇月〇日

(受託者) ○○○○ 様

名古屋市長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項
の規定によるスライド額 (通知)

令和〇年〇月〇日付文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2
項及び第3項の規定によるスライド額について (協議)」によりスライド額の協議をしまし
たが、協議が整わず、令和〇年〇月〇日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、スライド賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項
の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

委託名	○○○○業務委託
スライド額 (年額)	○○○○○○円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ○○円)
契約変更予定時期	速やかに行う。

※月額契約の場合でも、年額を基準とする。ただし、総額契約の場合は、総額で記載する(様式中の「年
額」は削除する)。

(変動額が請求者負担分の範囲内であった場合)
市側で作成し、受託者の方へお渡しします。

【記載例】(様式6)

令和〇年〇月〇日

(受託者) ○○○○ 様

名古屋市長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について(協議)

令和〇年〇月〇日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定により、次のとおり協議します。

委託名	○○○○業務委託
スライド額	0円
理由	スライド額が対象契約金額の100分の1を超えないため。